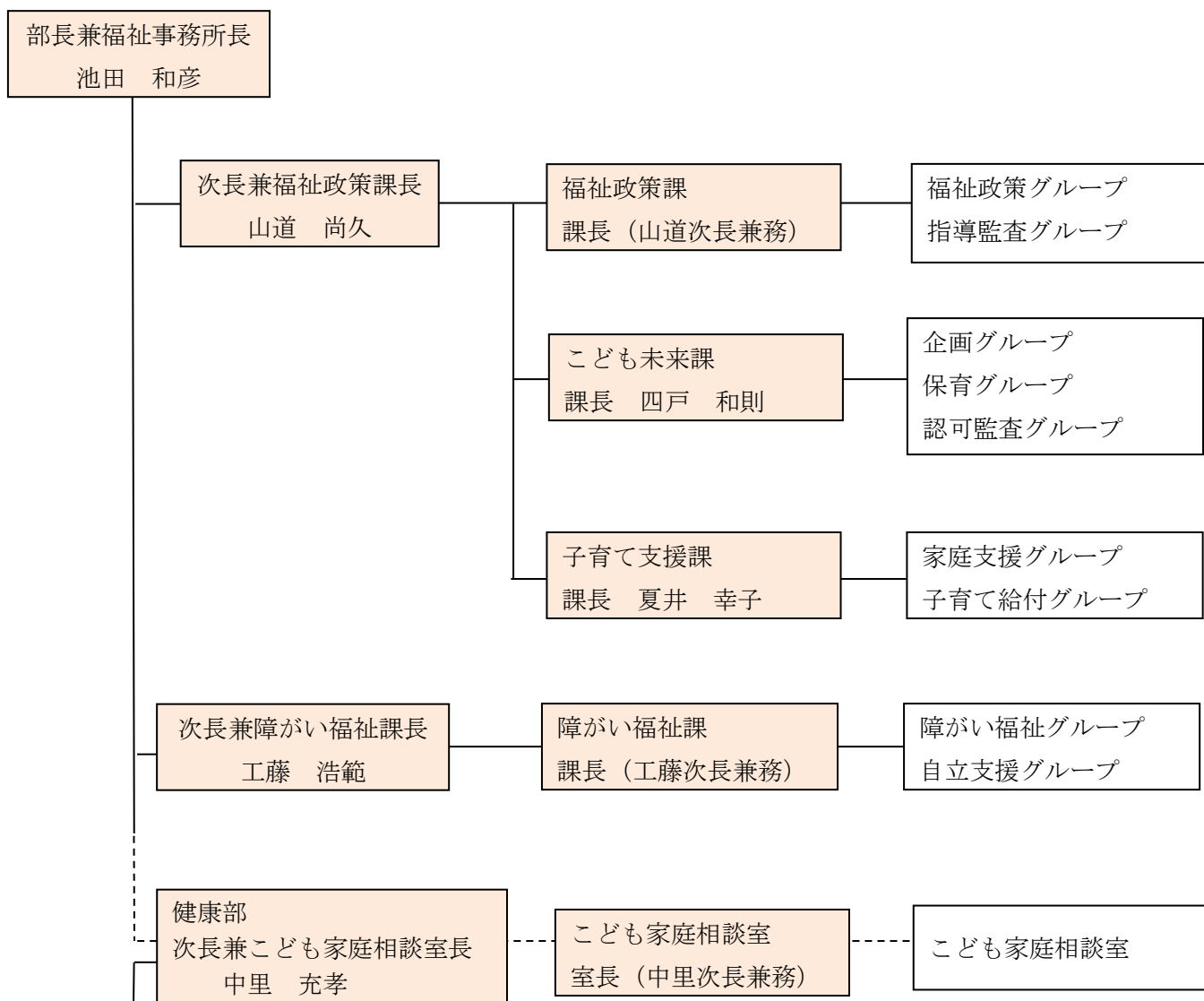


# 子ども・子育て支援分野における市の事務事業について

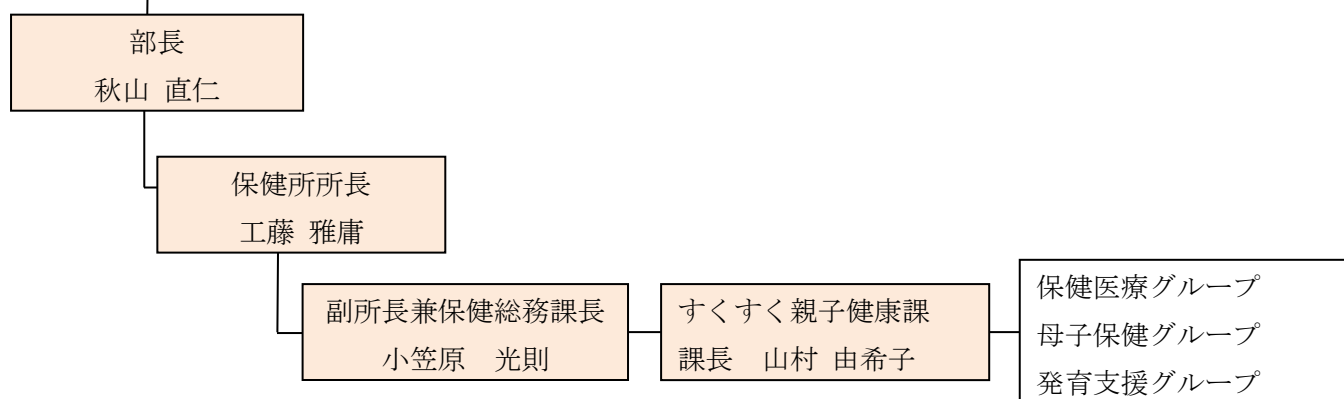
◎機構図（子ども・子育て支援分野関係課のみ）

## 【福祉部】



※こども家庭相談室は健康部だが、福祉事務所に所属。

## 【健康部】



<p>主な担当事務</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 福祉政策に係る調査及び総合調整に関すること。</li> <li>② 地域福祉計画に関すること。</li> <li>③ 民生委員及び児童委員並びに民生委員推薦会に関すること。</li> <li>④ 避難行動要支援者（災害時要援護者）の支援に関すること。</li> <li>⑤ 災害弔慰金の支給等に関すること。</li> <li>⑥ 社会福祉法人の定款等の認可及び指導監査等に関すること。</li> <li>⑦ 社会福祉施設等の指導監査等（他課の分掌に係る事務を除く。）に関すること。</li> <li>⑧ 旧軍人等の恩給及び戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。</li> <li>⑨ 社会福祉関係団体の育成等及び社会福祉協議会に関すること。</li> <li>⑩ 八戸市社会福祉事業団との連絡調整に関すること。</li> <li>⑪ 日本赤十字社に関すること。</li> <li>⑫ 福祉公民館に関すること。</li> <li>⑬ 総合福祉会館に関すること。</li> <li>⑭ 地域集会施設に関すること。</li> <li>⑮ 市民保養所洗心荘に関すること。</li> <li>⑯ 部内の調整に関すること。</li> <li>⑰ 部内他の課に属しない事項</li> </ol>
<p>令和4年度の 主な事務・事業</p>	<p>■<b>民生委員・児童委員に関する事業</b>          民生委員・児童委員の推薦、委嘱及び解嘱に関する事務、活動支援、新任委員の研修等により地域福祉の充実を図る。今年度は、3年に一度の一斉改選が本年12月1日に行われる。</p> <p>■<b>避難行動要支援者事業（災害時要援護者支援事業）</b>          要介護度や障がい等級が高いなどの理由により、災害時に自力での避難が困難な方の避難行動を支援するため、民生委員、消防団、自主防災組織、町内会その他の避難支援関係者との連携による支援体制の充実を図る。</p> <p>■<b>福祉避難所整備事業</b>          市福祉避難所に指定されている市所管施設（福祉公民館、福祉体育館、更生館、総合福祉会館）の整備のほか、社会福祉法人等の施設である施設福祉避難所の更なる拡充を図り、災害時の要配慮者の安全・安心な避難生活の確保に努める。</p> <p>■<b>日本赤十字社に関する事務</b>          日本赤十字社が災害救護などの人道的活動を行うための資金（活動資金）の八戸市地区の取りまとめを行うほか、火事などの災害に遭われた方に対し、救援物資を支給する。民生委員に委嘱された方に対し、日赤協賛委員として委嘱を行う。</p> <p>■<b>臨時特別給付金に関する事務</b>          国の「コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和4年4月26日決定）に基づき、コロナ禍において物価高騰等に直面し真に生活に困っている方々への支援として、令和4年度住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円を支給する。</p>

<p>主な担当事務</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 子どもに関する総合的な企画及び連絡調整に関すること。</li> <li>② 八戸市子ども・子育て会議に関すること。</li> <li>③ 八戸市次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画に関すること。</li> <li>④ 延長保育事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業及び病児保育事業に関すること。</li> <li>⑤ 施設型給付費等の支給に関すること。</li> <li>⑥ 施設等利用費の支給に関すること。</li> <li>⑦ 私立保育所等の整備に関すること。</li> <li>⑧ 保育料の決定及び徴収に関すること。</li> <li>⑨ 保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等の認可、指導監査等に関すること。</li> <li>⑩ 保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等の確認、指導監査等に関すること。</li> <li>⑪ 認可外の保育施設に関すること。</li> </ul>
<p>令和4年度の 主な事務・事業</p>	<p><b>■教育・保育施設への入所等に関する事務</b></p> <p>子ども・子育て支援新制度に移行した教育・保育施設（97か所）への入所を希望する児童に対し、利用支援のほか、利用者負担額（保育料）の決定及び徴収、給付に関する支給認定及び施設型給付費等の支給を行う。</p> <p>※教育・保育施設・認定こども園（66か所）、幼稚園（11か所）、保育所（18か所）、小規模保育施設（2か所）</p> <p><b>■子育てつどいの広場事業</b></p> <p>親子が気軽に集い、様々な遊びや体験を通じて相互に交流を図る場（「こどもはっち」）を提供し、子育てについての相談、情報提供、助言、その他の援助を行うとともに、子育て支援の拠点として中心市街地の賑わいの創出を図る。</p> <p><b>■幼児教育・保育の無償化</b></p> <p>国による総合的な少子化対策の一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、3～5歳の児童及び0～2歳児の住民税非課税世帯の児童を対象に、幼稚園・保育所・認定こども園等の利用料を無料とする。</p> <p><b>■八戸市保育士修学資金の貸与</b></p> <p>全国的に保育士不足の状況が続く中で、保育士養成施設に在学し、将来市内の保育所等に保育士として就職しようとする者に、修学資金を無利子で貸与する。卒業後、保育士として市内の施設で5年間従事した場合は、返還を免除する。</p> <p><b>■保育所、認定こども園等の指導監査</b></p> <p>保育所、認定こども園、小規模保育事業所、認可外保育施設等に対する指導監査を実施する（対象施設 111施設）。</p>

<p>主な担当事務</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 子ども及びひとり親家庭等医療費に関すること。</li> <li>② 児童手当及び児童扶養手当に関すること。</li> <li>③ 遺児援護対策事業に関すること。</li> <li>④ 放課後児童健全育成事業に関すること。</li> <li>⑤ 児童館に関すること。</li> <li>⑥ 結婚支援活動に関すること。</li> <li>⑦ “おすすめ！” キッズブック事業に関すること。</li> <li>⑧ その他子育て支援事業に関すること。</li> </ul>
<p>令和4年度の 主な事務・事業</p>	<p>■<b>児童手当給付事業</b>          中学校修了前までの児童を養育している父母等に児童手当の給付を行う。</p> <p>■<b>児童扶養手当給付事業</b>          父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当の給付を行う。</p> <p>■<b>遺児援護対策事業</b>          父または母若しくは父母と死別した義務教育修了前の児童の保護者に弔慰金を、その児童の入学卒業に際し、入学祝金及び卒業祝金の給付を行う</p> <p>■<b>ひとり親家庭等医療費給付事業</b>          ひとり親家庭等の健康保持と福祉の増進を図るため、児童及びその父又は母に係る医療費の助成を行う。</p> <p>■<b>子ども医療費給付事業</b>          児童の健康の保持・増進及び出生育児環境の向上を図るため、児童に係る医療費の助成を行う。</p> <p>■<b>放課後児童健全育成事業</b>          児童の健全育成を図るため、保護者が労働等により昼間いない家庭の小学生を対象に学童保育を実施する。</p> <p>■<b>児童館管理運営事業</b>          児童の健康を増進し情操を豊かにすることを目的とし、市内15か所の児童館を運営する。</p> <p>■<b>子育て情報整備事業</b>          子育て情報Webサイト「はちすく」、メールマガジン及びLINEによる「はちすく通信」にて、子育て情報を提供する。</p>

## 障がい福祉課の事務

<p>主な担当事務</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく福祉の企画及び調整に関すること。</li> <li>② 障害者総合支援法に基づく介護給付等の支給に関すること。</li> <li>③ 心身障害者医療費に関すること。</li> <li>④ 身体障害児及び身体障害者の補装具の給付に関すること。</li> <li>⑤ 心身障害児及び心身障害者の日常生活用具の給付に関すること。</li> <li>⑥ 八戸市低所得者階層に対する青森県心身障害者扶養共済掛金の補給に関すること。</li> <li>⑦ 特別児童扶養手当等に関すること。</li> <li>⑧ 心身障害者福祉手当の支給に関すること。</li> <li>⑨ 身体障害者手帳、愛護手帳及び精神障害者保健福祉手帳に関すること。</li> <li>⑩ 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく関係団体の育成に関すること。</li> <li>⑪ その他心身障害者、知的障害者及び精神障害者等の福祉に関すること。</li> <li>⑫ 障害者虐待防止法に関すること。</li> </ol>
<p>令和4年度の 主な事務・事業</p>	<p><b>■身体障害者手帳交付等事務</b> 身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳の申請受付及び交付・再交付並びにそれに付随する業務（住所・氏名の変更や返還など）を行う。</p> <p><b>■医療費の助成</b> 重度心身障がい者（児）に対して、病院等の診療や薬局で調剤を受けた場合の一部負担金（医療保険一部負担金）を助成する「重度心身障害者医療費」や、障がいを軽減する治療等を指定自立支援医療機関で受ける場合に、自己負担1割（所得に応じて自己負担上限額あり）とする「自立支援医療費（更生医療・育成医療・精神通院医療）」の事務を行う。</p> <p><b>■手当の支給</b> 日常生活において常時介護を要する在宅の重度心身障がい者（児）を対象とした「特別障害者手当」「障害児福祉手当」及び心身に中程度以上の障がいのある20歳未満の障がい児を在宅で監護している保護者を対象とした「特別児童扶養手当」の支給事務を行う。</p> <p><b>■障害福祉サービス等の給付</b> 障害者総合支援法・児童福祉法に基づく各種障害福祉サービス等に係る支給決定を行うとともに、サービス事業所等へ給付費等の支払いを行う。</p> <p><b>■障害福祉サービス事業者等の指定及び指導監査等に係る事務</b> 障害福祉サービスの事業を実施しようとする事業所等の指定（更新、変更含む）を行う。 また、指定事業者等のサービス提供の状況等について定期的に（概ね3年に1度）個別の現地指導を行うとともに、違反等のあった事業所には随時監査を実施する。</p>

<p>主な担当事務</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 子ども家庭総合支援拠点の運営に関すること</li> <li>② 児童虐待の防止に関すること</li> <li>③ 配偶者からの暴力防止及び被害者支援に関すること</li> <li>④ 家庭、児童及び女性の相談に関すること</li> <li>⑤ ひとり親家庭等対策総合支援事業に関すること</li> <li>⑥ 母子生活支援施設に関すること</li> <li>⑦ 児童福祉法に基づく助産に関すること</li> </ul>
<p>令和4年度の 主な事務・事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li> <p>■ <b>子ども家庭総合支援拠点事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、市内全ての子どもとその家庭及び妊産婦等に対して、福祉や教育等の関係機関や庁内各課と連携しながら適切な支援を行う。</li> <li>○専門職の相談員を配置し、相談に応じ助言指導を行う。 また、児童虐待の疑いがある相談については、関係機関と連携し、子どもの安全確認、訪問指導など必要な措置を講ずる。</li> <li>○平成27年3月「八戸市要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童虐待などで保護を要する児童、養育支援が必要な児童や保護者に対し、関係する複数の機関で情報を共有し、各機関が協力しながら支援している。</li> <li>○要保護児童、要支援児童を養育している家庭を訪問して、生活支援（養育の支援）を行いながら、児童の見守りや母親への助言等を行う。</li> </ul> </li> <li> <p>■ <b>女性相談及び「配偶者暴力（DV）支援センター」運営事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○女性保護を目的として女性相談員2名を配置し、相談に応じ助言指導を行う。</li> <li>○DV被害者及びその同伴する家族について、緊急な場合は、県女性相談所や各DV相談支援センター、県警等と連携を図りながら、安全を確保する。</li> <li>○被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関への連絡調整その他の援助を行う。</li> </ul> </li> <li> <p>■ <b>ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業</b></p> <p>就業相談、就業支援講習会開催（パソコン講習会等）、就業情報提供、離婚や養育費等に関する女性弁護士による相談対応を行う。</p> </li> <li> <p>■ <b>ひとり親家庭等日常生活支援事業</b></p> <p>保護者が傷病や出張などで一時的に児童の養育が困難になった際、家庭生活支援員を派遣して、家事や保育を手伝う。</p> </li> <li> <p>■ <b>母子生活支援施設に関する事業</b></p> <p>母子家庭及びそれに準ずる離婚調停中・DV等の事情のある母子を保護し、自立ができるように生活を支援する施設へ入所させる。</p> </li> <li> <p>■ <b>児童福祉法に基づく助産に関する事業</b></p> <p>保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設へ入所させる。</p> </li> </ul>



<p>主な担当事務</p>	<p>① 小児慢性特定疾病に関すること                  ② 未熟児養育医療に関すること                  ③ 子育て世代包括支援センターに関すること                  ④ 母子保健に関すること                  ⑤ 不妊専門相談センターに関すること                  ⑥ 女性健康支援センターに関すること</p>
<p>令和4年度の 主な事務・事業</p>	<p>令和4年度の機構改革により、健康づくり推進課から母子保健事業等に関する業務を切り離し、「すくすく親子健康課」を新設。</p> <p><b>■小児慢性特定疾病医療費助成、日常生活用具の給付及び自立支援員による相談</b>                  慢性疾病により長期に高額な医療を必要とする児童等に対し、指定医療機関での医療費の一部を助成する。また、日常生活用具を給付するほか、自立支援を図るために療育相談を行う。</p> <p><b>■未熟児養育医療給付及び相談</b>                  身体の発育が未熟なままに生まれて、入院が必要と診断された乳児に対して、その養育に必要な医療費を給付する。</p> <p><b>■子育て世代包括支援センター事業</b>                  妊娠期から子育て期の妊産婦及び乳幼児等の保護者に対し、妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことを目的とした「八戸市子育て世代包括支援センター」を平成30年10月に設置し、妊産婦の支援プランの策定や母子健康相談、医療・福祉機関との連絡調整などの運営を行っている。                  また、令和2年8月から「八戸版ネウボラ事業」として、八戸市総合保健センター内において、子ども家庭総合支援拠点の所管である「こども家庭相談室」と教育委員会の「こども支援センター」の3部署の専門員がワンストップで対応できるよう保健・福祉・教育の連携による相談支援体制を構築している。</p> <p><b>■母子保健事業</b>                  妊産婦及び乳幼児に対する健康診査、両親学級や離乳食教室などの健康教育、乳幼児の健康・発達相談を実施している。                  また、新生児・未熟児訪問指導（乳児家庭全戸訪問事業）や養育支援が必要な妊産婦、乳幼児等の保護者への養育支援訪問支援事業を実施している。</p> <p><b>■不妊専門相談及び不妊治療費助成</b>                  「不妊専門相談センター」において、産婦人科医による不妊及び不育に関する相談を月1回実施する。また、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる体外受精・顕微授精に要する費用の一部を助成する。（R3年度申請分）                  （R4年4月から保険適用となる。）</p>

### ■女性健康相談

「女性健康支援センター」において、思春期から更年期に至る女性の健康に関する相談を実施するとともに、女性の健康週間（毎年3月）に併せて講演会を開催する。